



# 國立公文書館

申請事項調 (乙)		申請二四年三月十五日 地方廳受理二四年三月二十一日		地方廳進達二四年四月十三日 受付二四年四月二十二日		(國道省監督局)	
廣島府縣		讓渡人 廣島道金道株式會社		現在有效期間		年 月 日迄	
		讓受人 廣島縣金道市					
起點		終點					
運轉系統		經過地					
杆程		杆程					
始終發及間隔		道路種別					
運		有效幅員					
貨		免許年月日					
常用車數		讓受許可					
(新) 廣島縣金道市六二六四		年 月 日					
六月		讓受人					
二辆		既免許線					
(新車ノ別又ハ) 木本幸一		總額					
豫備車數		讓渡價格					
(新車ノ別又ハ)		有形資產					
		無形資產					
		一〇〇〇〇圓					
		圓					
備考		總額 内 譯					
（基準關係調、照會、通牒事項裏面）		（旅客別定）					
供覽		（旅客別定）					
陸運課長							



運輸省

3319



賀道監査第一九七號

昭和二十四年四月十三日

賀道監査課事務局



盛大臣殿

一般乗合旅客自動車運送事業運度認可申請について

首標について吉道成道朱式會社長齋本尾一並びに尾道市長石原幸三郎から別紙の如き申請に接したので周至したところ左記の通りで認可するを妥當と認められるから認申の上進達する。

記

本申請は休止中の長江線へ尾道港十四日町間<sup>二</sup>、<sup>一</sup>杆一を運活の十四日町向山間<sup>二</sup>へ<sup>一</sup>杆の免許を得て別紙諸線延長を申請一向山、西御門<sup>二</sup>、<sup>一</sup>杆の路線權を尾道城道へ殊一から運度を受け尾道港一向山西<sup>一</sup>尾道港を結ぶ循環線を形成しようとするもので昭和十二年

裏面白紙

# 運輸省

裏面白紙

342

四月 隣接町村合併の折本盾環景の形成を合併の条件としていたものである。

## 一 譲渡の理由

毛道城道は昭和十九年七月から向山・西御所町間へ電車併行通路へのバスの運行を休止中であるが市の復興を推進するため毛道市の希望にて譲じて譲渡しようとするもので理由は適正であるとのと考えられる。

## 二 譲受人の適格性

譲受人の適格性については市は公共團体であること並びに最近の收支表兼へ昭和二十三年三月から昭和二十四年一月未迄の十ヶ月裏計一を見ると収入五四五、〇九一圓、支出三〇一、三八七圓となつて居り相當な累子となつて居り収利状態も可成りと考えられるので適格性があると考えられる。また事業統制上の理由から見るのも市の行政區域は市がその運営を擔當すべきであるという見地からすればこれまた妥當生をもつてゐる。

運輸省

三、譲渡價格の適否

譲渡價格は一万圓であるが所謂すほの程度で近時の價格としては高價なものとは考えられない。

以上の點から本譲渡の申請を考慮し特に市交通の公益生の易易の點からこれを見るとき本譲渡は認可するを妥當と認められる。

裏面白紙

十四

1253

一般乗合旅客自動車運送事業譲渡認可申請書

譲渡人 尾道市栗原町參百六拾五番地、式

尾道鐵道株式會社  
代表者 橋本龍一

譲受人 尾道市久保町武百八拾五番地、毫

廣島縣尾道市

代表者 尾道市長石原善三郎

一、譲渡する事業の種別

一般乗合旅客自動車運送事業

二、譲渡の範囲

尾道市栗原町八百七番地々先より尾道市栗原町  
武百零拾參番地経由尾道市西御所町武番地の五地先至

る或參料の旅客運送事業権

三、譲渡價格

一金壹万圓也

四、譲渡事由

一、譲渡人尾道鐵道株式會社は昭和十九年七月より燃料不足  
並部分品諸資材入手困難等による經營難により本路線の  
營業休止中である。本路線は主として奥地を対象とする  
謂長距離旅客を主眼として居り現在は併行路線を運行  
する電鐵に依り經營を續行中である。當自動車路線は  
尚當分復活の見込無く適當後継者として尾道市より  
希望あるに依り譲渡するものとする。

二、譲受人尾道市は昭和十二年四月隣接町村との合併を行ひ市域の擴大に依り市内乗合路線延長の必要に迫られ

且又合併條件として新市街地住民の要望も強く偏り事  
変の勃發に會し放任状態の處昭和二十三年八月十日附  
運天第二號<sup>ル</sup>以て路線延長申請<sup>ル</sup>提出中の處申請路  
線<sup>ル</sup>五四糸の内本路線<sup>ル</sup>三糸を讓受け休止中の長江線  
六ニ糸を復活<sup>ル</sup>ハニ糸を近長<sup>ル</sup>尾道駅前<sup>ル</sup>起<sup>ル</sup>とし長江口  
向山<sup>ル</sup>結ぶ循環路線<sup>ル</sup>運行せんとするものである

### 五、添付書類

- 一、免許指令書（寫）
- 二、讓渡又は讓受後の事業計画書
- 三、讓渡契約書の謄本、讓渡價格説明書
- 四、運輸收支概算表
- 五、尾道市會<sup>ル</sup>讓受に關する決議書
- 六、尾道鐵道株式會社讓渡に關する決議書

右の通り讓渡致した<sup>ル</sup>と存じますから御認可下さいます様御  
願い致します

昭和二十四年三月十五日

右

讓渡人尾道市栗原町參百<sup>ル</sup>拾五畠地の<sup>ル</sup>

尾道鐵道株式會社

代表者 橋本龍一

讓受人尾道市久保町武百八拾丘畠地の<sup>ル</sup>

廣島縣尾道市

代表者 尾道市长石原善三郎

運輸大臣大屋晋三殿

免許指令書（寫）

監第ニニ七三號

讓渡人尾三自動車株式會社  
讓受人尾道鐵道株式會社  
昭和十六年二月十日附尾鐵第二二號申請旅客自動  
車運送事業讓渡の件許可文

昭和十六年八月十八日

鐵道大臣 村田省藏

寫

契約書

尾道市長石原善三郎（以下單に甲と称す）と尾道鉄道株式會社取締役社長橋本龍一（以下單に乙と称す）との間に次の契約を締結する

記

第一條 甲は乙の所有する尾道市西御所町二番地の五地先より全市栗原町八五〇七番地々先に至る貳・參料の間の一般乗合自動車運輸事業権を譲受けるものとする

第二條 甲は前條事業譲受けの代償として金壹萬圓<sup>十</sup>第三條 甲は前條の認可を得たる後、乙に支拂うるものとする

第三條 甲は乙と協力し第一條の事業権譲渡認可申請をなし、認可あり次第營業を開始するものとする

第四條 前條の認可を得ることが出来ぬ場合は本契約はその効力を失うものとする

第五條 本契約の履行上必要なる覺書きをするときは甲、乙協議の上之を作成するものとする

右契約締結の証として同文のものを貰通作成し甲乙各自其の壹通を所持するものとする

昭和二十四年二月二十二日

甲 尾道市長石原善三郎

印

乙 尾道鉄道株式會社

取締役社長橋本龍一

印

讓渡價格説明書

一、讓渡價格

一金壹萬圓也

是は尾道市栗原町八千五百七番地々先より尾道市栗原町  
武百參拾參番地経由尾道市西御所町武番地の五地先に  
至る武七武糸の二般乗合旅客自動車運送事業権に付  
する代賞

當該事業最近一ヶ年間の運輸收支表

本事業は昭和十九年七月より運行を休止せるものと首  
標に該當する事項はない

寫

昭和二十三年第十二號議案 一月三十日議決  
乗合自動車運輸事業路線延長の件  
尾道市乗合自動車運輸事業路線 を左の通り延長す  
るものとす

記

自尾道市西口町九百八拾七番地の参地先

縣道延長  
或九参考料

尾道市栗原町八五〇七番地の先地先經由

市道延長  
或九参考料

至尾道市栗原町或参考番地々先

市道延長  
或九参考料

自尾道市栗原町或参考番地々先

市道延長  
或九参考料

至尾道市西御所町或番地の丘地先

市道延長  
或九参考料

計參・七或料

昭和二十三年一月三十日提出

尾道市長 石原善三郎

讓受後に於ける尾道市の事業計画書

一、主たる事務所及營業所の位置及名称（既存）

尾道市久保町武百人拾五畠地の毫

六四力卓

備考 本市現在の認可車輛は八輛、二十三年度末に於て連合軍放出車輛G.I.C.  
2½頓三輪を購入、バスボディーに改裝し増車認可申請中

2½ 積 三輪を購入バス、ボデーに改裝・増車認可申請中

### 三、運轉時刻表

往

1

一 復

卷之三

## 四、運轉系統表

五、運賃及料程表

一、運賃制 + 正間制

一五間六・八・〇

一、特種運賃

回數券 二十二五纏 一二〇・〇・〇  
通券 一五間六・八・〇

三五券〃 三九六・〇・〇

小見券 一五間六・八・〇

但し六才未満の小見である保護者同伴の無料の人を除く

向山  
尾道駅前

六、運輸收支概算表

科	目	金額	收		支		出
			摘要	要	摘要	要	
旅客收入	四二四八〇・二三						
計	四三〇・八〇・三二						
通行稅	六三六・九〇	六四三・五〇	輪賄產価格消金	七〇七・六〇	輸送費	四元天八・九〇	

## 豫算書の基礎説明

收入四二〇、四八〇円三二六

旅客收入一往復に付三二人六往復一九二人の一年分を

見込計上

支出六三、六六三円九〇六

保存費五〇九九〇

走行一料当たり修理費三四〇部分品及付屬品費  
三五〇。又過去の実績に従じて基礎となし年間走  
行料三七〇料に対するもの、外原材料費として  
一五〇〇円を見込み計上

輸送費四三九、六八九〇六

本区间は代燃車を配置し走行一料当たり消費木  
炭〇。と既にして年間走行料三七〇七六料に対する  
燃料費三四、六八九〇六及運転者、車掌等  
一日三人を配置し之に要する年間に於ける給料  
八〇〇〇円其他油脂、乗車券、印刷費等五  
〇〇〇円を見込み計上

消却金二七〇七六

本区间に配置の車輛に付ては車輛及代燃装置  
興業費の大半を消却したる中古車なるを以つ  
て其の消却金も走行一料当たりに付し

通行税一六四二五・四〇六

旅客收入三三八五〇円に対する百分の五

一、興業費 五三〇四〇〇

停留所標識 懸吊用一千四百八個、小九標識一千八百四

二個製作

一、既存事業計画は尾道鉄道株式會社並尾道市共に変更  
せず

乗合自動車路線権譲受承認の件

自尾道市西御所町或番地の五地先

至尾道市栗原町八丘七番地々先一間或参考料

右尾道鉄道株式會社所有の乗合自動車路線権を尾  
道市が譲受ける事を尾道市議會は承認する

昭和二十四年三月十日

尾道市議會議長 青山俊三



寫

臨時重役會議事錄

昭和貳拾四年參月貳日午後壹時當社に於て臨時重役會を開き左記の件を附議し決議す

一、自動車運行路線権讓渡の件

一、起點 尾道市西御所武番地の五地先

一、終點 尾道市栗原町八丘。七番地

料程 貳糸參

原案通り承認及決議

讓渡價格 一金壹萬圓也

右決議す

昭和貳拾四年參月參日

尾道鐵道株式會社

取締役社長 橋 本 龍 一

専務取締役 天野 常次郎

取締役 土 生 充 吉

会員 山根 美佐夫

会員 日 笠 浩 之

会員 橋 本 祥 吉

監査役 青木 孫 一

会員 山崎 千 之